

年と同じ「核アレバ子供の未来は無い！！」であったことで開催拒否の決定がなされたと説明を受けました。副題はアート展のすべてを表しているわけではありません。申請後も、案内状の印刷の関係もあり、「問題はないですか」と問合せていたにも関わらず、貴事業団からは何の連絡もないまま決定されました。市民により開示された内部文書によれば、案内状の写真も問題となっていたようです。このような手続に問題はないと考えますか？この結果開催ができず、製作者の「表現の自由」が侵害されると考えられませんか？副題だけで決定されたということは、副題を変えれば開催できたということですか？

4. 質問1でも触れた「施設本来の目的」とは、「福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例」の第1条「本県における音楽文化の振興を図り、もって県民の芸術文化の向上に寄与するため」の「音楽文化の振興」とのこと。具体的には、アンケート意見の内容にも関わる「音楽を聴き安らぎを得ること」であり、「安らぎが得られない」ことを避けるための措置だと5月30日に上記課長が電話にて、5月31日には事務局次長が若泉と石森に直接説明しました。

音楽堂の設置の目的を「音楽を聴くことで安らぎを得ること」と「のみ」規定してしまうことは、ロビーの展示作品に関しても、安らぎを「得られる」「得られない」という選別を行なうことにつながる恐れがあります。私たちは、安らぎ以外の音楽や芸術との関わりが排除されることを憂慮します。一例として作詞：谷川俊太郎・作曲：武光徹「死んだ男の残したものは」という楽曲などは、戦争を考えさせるものとして広く知られていますが、このような作品は目的に合わない判断されるのでしょうか。貴事業団の「音楽文化の振興」についての解釈とそれに基づくロビー使用に関する判断は、個人の芸術など表現行為・作品の受け止め方を規定し、表現の自由も狭めていくことにつながるとは考えませんか？

5. 貴事業団で今までに開催されたロビーでの催しの申請に関して、申請数と許可数を教えてください。また、拒否された申請についてはその理由も教えてください（福井県の共有施設の利用の自由に関わるため）。
6. 福井県知事および、事業団理事長も今回の件に関して報告されていると説明を受けていますが、了解されており対応を改めるよう指示はしないということでしょうか？

以上